

# 税の申告は忘れずに！

## 2月16日～3月15日

令和2年分の所得税の確定申告および住民税申告の受付が2月16日から3月15日までの期間に行われます。  
 なお、この期間中、各会場において申告受付のほかに、町職員による税に関する相談も行います。  
 また、下記の日程で都合の悪い方については、期間内において役場税務課にて申告できますので、お気軽にご利用ください。

※申告期間前の受付については、課税資料準備の都合上2月9日からとなり、それ以前の受付・お預かりは一切できませんのでご了承ください。  
 ※新型コロナウイルス対策として、ご来庁の際にはマスク着用でよろしく願います。

### 申告が必要な方

- 令和3年1月1日現在、長万部町内に住所を有し、令和2年中に多少に関わらず所得があつた方で、次のいずれかに該当する方。
- ① 農業、漁業、商業、飲食業などの事業をしている白色申告の方。
  - ② 大工、左官、日雇いなどに従事していた方。
  - ③ 給与所得者で給与以外の所得のある方や給与を2か所以上から受けている方。
  - ④ 地代、家賃、株式配当など
  - ⑤ 山林、宅地、その他不動産の譲渡などで所得のあつた方。
  - ⑥ 給与所得者で※雑損控除、医療費控除を受けようとする方。
- ※雑損控除・・・自然災害、火災、盗難などにより住宅家財などの損失が生じたときに、損失金額が控除されます。

**医療費控除で税金が還付されます**

本人および生計を一つにする家族の令和2年中の医療費

### 住民税の申告と納税相談日程

回	月 日	曜日	会 場	対象地区名	時 間
1	2月16日	火	役 場 2 階 会 議 室	曙 町 大 町	9 時 00 分 ～ 16 時 00 分
2	2月17日	水	役 場 2 階 会 議 室	本 元 町	9 時 00 分 ～ 16 時 00 分
3	2月18日	木	役 場 2 階 会 議 室	陣 屋 町 温 泉 町	9 時 00 分 ～ 16 時 00 分
4	2月19日	金	役 場 2 階 会 議 室	高 砂 町	9 時 00 分 ～ 16 時 00 分
5	2月22日	月	役 場 2 階 会 議 室	南 栄 町	9 時 00 分 ～ 16 時 00 分
6	2月24日	水	役 場 2 階 会 議 室	新 開 町	9 時 00 分 ～ 16 時 00 分
7	2月25日	木	役 場 2 階 会 議 室	大 浜 町 旭 浜	9 時 00 分 ～ 16 時 00 分
8	2月26日	金	役 場 2 階 会 議 室	平 野 町 栗 岡 町 栄 原 町 共 立	9 時 00 分 ～ 16 時 00 分
9	3月1日	月	国 縫 振 興 会 館	豊 津 町 豊 野 町 国 縫 町 茶 屋 川	10 時 00 分 ～ 16 時 00 分
10	3月2日	火	静 狩 振 興 会 館	静 狩 町	10 時 00 分 ～ 16 時 00 分
11	3月3日	水	双 葉 振 興 会 館	美 畑 町 双 葉 町 知 来 町 蕨 岱	10 時 00 分 ～ 14 時 00 分
12	3月4日	木	中 ノ 沢 振 興 会 館	花 岡 町 中 ノ 沢	10 時 00 分 ～ 14 時 30 分

**申告に必要な書類を用意しましょう**

印鑑、マイナンバーのわかるもの、所得集計に必要な書類

金額が、10万円（または総所得金額の5%のうち小さい方の金額）を超えた場合（上限200万円）、この申告を行うことで令和2年中に納めた所得税の還付および令和3年度の道町民税額を抑えることができます。

**国民健康保険に加入されている方は忘れずに申告を**

令和3年度の国民健康保険料額は、令和2年の所得等を

類（例えば、仕入れ、売掛帳、現金出納簿、給与等の源泉徴収票、損害保険の領収書、生命保険・簡易保険・国民年金保険料控除証明書、医療費の支払い領収書など）を忘れずにご持参ください。

基に計算されますので、加入されている方は収入の有無にかかわらず、必ず申告をしましょう。  
 なお、前年所得が一定額以下の場合には、保険税額を軽減する制度がありますが、申告をされていないと令和3年度の国民健康保険税の軽減が受けられなくなります。

【お問い合わせ先】  
 税務課 ☎ 212452